

# 質問に対する回答書

質問年月日	令和 4 年 6 月 22 日 (水)
工事番号	第 4-22 号
工事名	令和 4 年度 多気町水道事業 中央配水池 改修工事
工事箇所	多気町 東池上 地内
質問内容	<p>① 池内防蝕塗装工において、足場工数量が塗装面積と同じになっております。配水池天井内面の防食塗装を行うにあたり、配水池内面に関しては全面に足場が必要と考えますが、必要と認められた場合契約後に設計変更の対象となりますか。</p> <p>② 機材搬入工の設置について、既設屋根の取り壊しや、コンクリートの立ち上がり構造が図面に記載がありましたが、設計計上がありません。契約後の設計変更対象となりますか。</p> <p>③ 緊急遮断弁について、既設屋根に配管用の開口を設けられると見受けられますが、設計書にコンクリート削孔の計上（2 箇所）がありません。契約後に設計変更の対象となりますか。</p> <p>④ 屋根防水及び池内防蝕塗装材料について、契約後の協議での同等品以上での材料変更は認めていただけるでしょうか。</p> <p>⑤ 特記仕様書（その他）にて、既設塗膜撤去後にプレストレストコンクリート技士がクラックの調査を行うと記述がありますが、調査にて判明した変状への補修、対策費用については、設計変更の対象となりますか。</p> <p>⑥ 工事箇所の仮囲い等の措置について、設計書に計上がありませんでしたが、不要と考えてよろしいですか。また、必要となった場合には設計変更の対象となりますか。</p>

回 答 日 令和 4 年 6 月 23 日 (木)

回答内容

①、②、③、⑤ 契約後協議し、設計変更の対象とします。

④ 承諾にて変更可能です。

⑥ 諸経費の範囲内で設置してください。